

平成 20 年 10 月 4 日

淀川水系流域委員会

関係各位

淀川水系流域委員会

委員 川崎雅史

「第 82 回流域委員会にあわせて開催された意見書（叩き案）
とりまとめの審議について」

9 月 27 日に開催された表記のとりまとめ会議（委員による自主開催会議）について、その経緯と意見について下記に記します。

1. 「意見書叩き案」のとりまとめの経緯について

6 月 30 日の委員会にて、今後の議論の継続についての審議が行われ、諮問 1、諮問 2、あるいはその他の何を目的とした意見書を想定し継続するかについて議論がなされた。結果として、目的を明確にしないまま、残された課題について自主検討会にて意見を進めることが決定された。その後、十数名の有志の自主的運営による検討会が開催され、意見のとりまとめが行われた。私を含む数名の委員は、意見書の目的が明解でない、兼業許可の問題、自主運営の責任の問題から、自主運営検討会への参加は不可能と判断し、とりまとめと参加を辞退した。

この意見書の叩き案は、9 月 27 日開催の公式委員会と自主検討会の 5 日前（9 月 22 日）に委員全員に送付され、「意見書叩き案」の審議として検討会での審議の要請があった。送付された意見書は、40 頁にわたる分量であり、内容については新たに加筆された部分も多く、極めて膨大な内容が新規に盛り込まれた意見書案であった。

9 月 27 日の委員会・検討会の当日において、委員長選定に多くの時間を費やしたため、検討会を開催する時間は極めて限られた。目的や趣旨について十数分の議論、そして、内容についてはほとんど議論がなされず、意見書叩き案の審議は事実上行われなかった。そのため、私と数名の委員は少なくとも委員会として認められる形で時間をかけて審議する必要性を意見として述べたが採用

されず、結果として、本文は誤字修正のみで、個人意見を収集し、執行部による修正確認を行い、淀川流域委員会の意見書としてまとめることになった次第である。

2. 委員会名の修正ととりまとめ執筆者記載の要望

「意見書叩き案」の審議という名目で委員を招集していながら、このような内容の審議なしの経緯によってまとめられることになった意見書は、委員会の正式活動に基づいて、委員の総意が結集した「流域委員会」名の意見書であるとは認め難いものであると思われる。したがって、委員会名ではなく、有志のとりまとめ検討執筆者の連名を明記して（あるいは併記して）公表することが公正適切であると考え、執筆者名の修正要望を行うものである。意見書の目的がどうあれ、今後の河川整備に向けて有用であると自信をもって議論した内容であれば、それを執筆した個人が、諮問機関の名前の衣を借りず、責任をもって正々堂々と公表すべきが社会的使命であると思われる。

3. 「意見書叩き案」の内容の審議不足について

意見書の内容については、地方整備局の代替案との違いを最も明確に主張している「堤防の HWL 以上の強化対策および耐越水堤防への強化対策」に関しては、具体的に技術的に可能とする根拠や課題解決の提案が記載されておらず、いまだ理念の枠を超えず、その主張の技術的根拠が希薄である。より具体的な技術的提案を行うのが諮問機関としての委員会の役割であると考え、近畿地方整備局の代替案の部分に対して、「適切ではない」の否定意見の繰り返しのみでは、人命を守るための具体的な代替案を描くための有用な支援情報に成り得ない。

また、堤防の表法（おもてのり）の HWL 以上の部分を補強するというは近畿地方整備局案でもあり、その主張の多くが一致している。

現在、関係自治体では、治水の上下流対立の克服が主要な課題となり、「総合治水対策ができないなら、国の判断が正しいことになる。代替案が試金石である」（京都新聞 9 月 28 日橋下知事意見）」と述べている。河川整備基本方針に基づき提出された河川整備計画（原案、案）の治水対策に対して否定的立場をとる場合、委員会として、想定する安全基準を明示した治水対策の代替案を示すべきであり、そのような審議は前述のように今日までなされていないのである。

今回の検討会（9月27日）は絶対的に時間がない中（実質、内容について半時間も審議していない）で無理矢理決着したもので、審議をつくした意見書案とはとうてい言えないものである。